

デイサービス ルーチェ 運営規程

(地域密着型通所介護・介護予防・総合事業通所型サービス)

第1章 事業の目的と運営方針

第1条 (事業の目的)

特定非営利活動法人鼓響が運営するデイサービスルーチェ（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所介護〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、要介護状態〔介護予防にあつては要支援状態〕にある高齢者等（以下「要介護者〔要支援者〕」という。）に対し、適正な指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所介護・総合事業通所型サービス〕を提供することを目的とします。

第2条 (事業の運営の方針)

1. 事業所は、介護保険法の主旨に従って、実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとします。
2. 指定地域密着型通所介護事業所の従事者は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう支援します。
3. 指定介護予防通所介護・総合事業通所型サービス事業所の従事者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとします。
4. 利用者または他の利用者の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束は行いません。
5. 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

1. 名 称 デイサービスルーチェ
(事業所番号 1272701036)
2. 所在地 千葉県我孫子市南新木1丁目28-3

第4条 (介護予防・日常生活支援総合事業実施の際の読み替え)

「指定介護予防通所介護」とあるのは「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法における介護予防通所介護に相当するサービスとして、総合事業において実施される通所型サービス」と読み替えるものとする。

第2章 従業員の職種、員数及び職務の内容

第5条 (従業者の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1人
事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行なうとともに、従事者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
2. 生活相談員 サービス提供時間を通じて専従で1人以上
生活相談員は利用者及び家族等からの生活相談に応じ、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行い、関係機関との連携を図り、連絡調整等を行います。

3. 介護職員 サービス提供時間を通じて専従で1人以上
介護職員は、利用者の入浴、食事等の介助及び援助を、居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画に基づく介護を行います。
4. 機能訓練指導員 1人以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行います。

第6条（営業日及び営業時間）

事業所の 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとします。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。
但し、日曜日及び12月30日～1月3日までを除く。
2. 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
3. サービス提供時間 午前9時15分から午後4時30分までとする。
但し、利用者から希望がありケアプランに準じたサービス提供時間の個別設定がある場合この限りではありません。
4. 延長は原則として緊急事態が生じた場合のみ双方の状況に応じて判断とする。

第7条（利用者の定員）

事業所の利用定員数は、1日10名とします。但し、災害そのほかやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

第3章 同意と契約

第8条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規定の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し、説明を行い、同意を得たうえで契約を締結します。

第9条（受給資格等の確認）

事業者は、サービス利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第4章 サービス提供

第10条（地域密着型通所介護・介護予防・総合事業通所型サービスの内容）

事業者は、地域密着型通所介護計画、介護予防計画、総合事業通所型サービス計画に基づいて、必要とされる入浴介助、食事提供、機能訓練、アクティビティ等を実施します。

第11条（サービスの取り扱い方針）

1. 事業者は、可能なかぎりその居宅において、要介護状態維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるように支援を行うことで、利用者の心身の機能維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。
2. サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
3. 事業者は、サービスを提供するに当たって、その地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行きます。
4. 事業者は、サービスを提供するに当たっては親切丁寧を旨とし、利用者又は、その家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
5. 事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その状態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
6. 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、地域密着型通所介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

第12条（通常の事業実施地域）

通常の事業実施地域は我孫子市全域とします。

我孫子市以外の利用につきましては利用者在住市の了解を得た上で利用可能な場合もあります。

第13条（利用料及びその他の費用）

1. 地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法に定める負担割合分とします。
2. 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から事業所に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。
3. 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービス提供をした場合には、利用者から支払いを受ける利用料額と、厚生労働大臣が定める基準より算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
 - (1) 食事の提供
 - (2) 入浴
 - (3) 日常生活動作の機能訓練
 - (4) 健康状態チェック
 - (5) 送迎
 - (6) アクティビティ
4. 事業者は、前2項の他、次に掲げる費用を徴収できます。
 - (1) 通常の事業の実施地域意外の地域に居宅する利用者に対し行う送迎に要する費用
50円／km（実費）
 - (2) 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額） 850円／食（おやつ代含む）
特別食・行事食は別途（実費）
 - (3) おむつ代（実費）
 - (4) 応急処置等による衛生材料費（実費）
 - (5) アクティビティ費用のうち、利用者が負担することが適当とみられる物の費用（実費）
 - (6) その他、地域密着型通所介護において提供される便宜上のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。
 - (7) 日常生活維持費として、共有部分における日常生活消耗品や感染予防対策のための共有衛生材料費等 200円/月
5. サービス提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について文書または説明し、利用者又はその家族より口頭同意もしくは支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとします。
6. 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき現金または銀行口座振込、自動引落しによって指定期日までに受けるものとします。銀行引落しの手数料は利用者負担とします。

第14条（利用料の変更等）

1. 事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。
2. 事業者は前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。
- 3.

第5章 留意事項

第15条（食事）

地域密着型通所介護利用中の食事は、特段の事情がない限り事業者が提供する食事を摂取していただきます。

第16条（喫煙）

喫煙は、事業所内の所定の場所に限りませんが原則禁煙です。尚、所定の場所以外は禁煙にご協力を頂きます。

第17条（飲酒）

地域密着型通所介護利用中の飲酒は原則厳禁です。

第18条（衛生保持）

利用者は生活環境の保全のために、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力いただきます。

1. 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健

所の助言、指導を求めるものとする。

第19条（禁止行為）

1. 当施設では、多くの方に安心して生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
2. けんか、口論、泥酔などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
3. 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
4. 指定した場所以外で火気を用いること。
5. 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ちだすこと。
6. その他
 - (1) 健康保険証・老人保険証・介護保険証・介護負担割合証・障害者手帳等は利用開始時にご持参願います。また、変更時も掲示をお願いします。
 - (2) 風邪など、感染症の疑いのある時は、サービス提供をお断りすることがあります。
 - (3) 自立支援の一環として、所持品は自己管理を基本としております。杖、バック等所持品には、名前の記載をお願いします。
 - (4) 所持品・備品等の持ち込みは、必要最小限度とし、トラブルに繋がると判断される物等は持込をお断りしております。
 - (5) 金銭・貴重品の持参はご遠慮願います。持参された際は原則的にご利用者ご本人に管理していただきます。万一紛失した場合は、当施設では責任は負いかねます。
 - (6) 行事・アクティビティ等で特別費用が発生し、金銭が発生する場合は、請求書にて請求いたします。
 - (7) 当施設への食品の持込は、送迎時における適切な温度管理が困難であり、食中毒発生の危険があるため禁止とさせていただきます。
 - (8) 医師の指示に基づく食品の持込に関しては、ご連絡いただきご相談させていただきます。その際は、他の利用者への配布は身体状況に影響を及ぼす恐れもありますのでご遠慮ください。
 - (9) はさみ、針等は利用者の安全面において施設で準備しておりますので、ご持参はご遠慮下さい。
 - (10) 髭剃りをご希望の方は、感染予防として電気かみそりをご持参ください。
 - (11) 当施設は医療施設ではないため医師は駐在しておりません。健康管理を行っておりますが、当施設の処置は利用者の主治医の指示に基づき行います。医師の診断や日常生活上の留意事項等職員に連絡して下さるようお願いいたします。また、内服薬、処置の材料、服薬中の処方箋等をご持参ください。
 - (12) 応急処置が生じた場合は処置材料を実費請求させていただきますのでご了承ください。
 - (13) 当施設では、ご利用いただく皆様方に余分な負担をおかけしないという趣旨から、謝礼、贈り物等につきましては堅くお断りしております。何卒ご理解いただきましてご協力いただきますようお願いいたします。

(14) 宗教活動は、利用者ご自身の信仰の範囲とし、周囲へ影響を及ぼすような行為はご遠慮いただきます。

第20条 (利用者に関する市町村への通知)

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅延なく、意見を付してその旨を市町村に通知いたします。

正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は、受けようとしているとき。

第6章 従業員の服務規定と質の確保

第21条 (従業員の服務規定)

従業者は介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務にあたっては、常に以下の事項に留意します。

己の業務に専念します。服装に当たっては、常に以下の事項に留意します。

利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇します。

常に健康に留意し、明朗な態度を心がけます。

お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がけます。

第22条 (衛生管理)

1. 事業者は感染の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業者に対し研修を行います。

2. 従業者は、感染の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

3. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

第23条 (従業者の質の確保)

事業者は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保します。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 随時

第24条 (個人情報の保護)

事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(別紙3 個人情報の目的参照)

1. 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

事業者は従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、雇用契約の内容等に記し、必要な措置を講じます。

事業者は、関係規格、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。

事業者は、個人情報保護に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。

事業者は、個人情報の保護に係る規定を公表します。

第25条 (サービス利用に当たっての留意事項)

従業者は利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

従業者は事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。

(2) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出る。

- (3) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び従業員が必要と認めたものは、持参する。

第7章 緊急時、非常時の対応

第26条（緊急時の対応）

従業員は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合、その他必要な場合は家族又は緊急連絡先へ連絡・助言をすると共に、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとします。緊急搬送し原則当施設のサービス提供は終了とします。医療保険に変わった時点で医療機関と家族へ移行とします。

第27条（事故発生時の対応）

1. 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。
2. 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うこととします。ただし、事業者及び従業員の責に帰すべからざる事由による場合にはこの限りではありません。

第28条（非常災害対策）

事業者は非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画作成し、利用者及び従業員に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。

第8章 その他

第29条（地域との連携など）

事業者の運営にあたっては、地域住民又は、住民活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

1. 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
2. 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

第30条（勤務体制等）

事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業員の体制を定めます。利用者に対するサービス提供は、事業者の従業員によって行います。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

事業者は従業員の資質の向上のための研修会を設けます。

第31条（記録の整備）

事業者は従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

事業者は、地域密着型通所介護計画、その他必要な記録、帳簿等、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管するものとします。

第32条（苦情処理）

事業者は利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明・助言、記録の整備等必要な措置を講ずるものとします。

第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・紹介に応じ、利用者からの苦情に関する調査を協力します。
市町村からの指導又は助言を得た場合には、それに従い、必要な改善を行い報告いたします。
事業者はサービスに関する利用者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告いたします。

第33条（損害賠償）

利用者に対する事業の提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合はその損害を賠償する。また、利用者の責に帰すべき事由により当事業所が損害を被った場合は利用者及びその家族は当事業所に対して損害を賠償するものとする。

第34条（掲示）

事業者内の見やすい場所に、運営規定の概要、従業員の勤務体制、協力病院。利用料その他サービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第35条（協力医療機関等）

事業者は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。
事業者は治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

第36条（その他）

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人の代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

事業所はこの事業を行うため、地域密着型通所介護計画、介護予防計画、その他必要な記録、帳簿を整備し2年間保管する。

附則 この規定は、平成24年11月1日から施行します。

改訂	平成25年	5月1日施行
改訂	平成26年	6月1日施行
改訂	平成28年	3月1日施行
改訂	平成28年	4月1日施行
改訂	平成30年	4月1日施行
改訂	令和 3年	4月1日施行
改訂	令和 4年	6月1日施行
改訂	令和 7年	4月1日施行

デイサービス ルーチェ 利用契約書

(地域密着型通所介護)

_____ (以下、「利用者」といいます。)と特定非営利活動法人 鼓響 デイサービスルーチェ (以下、「事業者」といいます。)は、事業者が利用者に対して行う 指定地域密着型通所介護(以下「事業所」といいます。)において、次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、要介護認定を受けた利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定地域密着型通所介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間と更新)

1. 本契約の契約期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の更新の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日

が更新された場合は、更新後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。

2. 契約満了の7日前までに、利用者又は利用者代理人から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合には、本契約は更に同じ条件で自動更新されるものとし、以後も同様とします。

3. 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の

満了日とします。

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間満了日

が更新された場合、更新後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条 (サービス計画の作成・変更)

1. 事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」(ケアプラン)に沿って「地域密着型通所介護計画」を作成します。事業者はこの「地域密着型通所介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

1. 事業者は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、地域密着型通所介護の目標を設定し、「地域密着型通所介護計画」に基づきサービスを計画的に行います。

2. 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、「地域密着型通所介護計画の作成」を行います。その場合に、事業者は利用者に対して居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとし、

3. 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合、または契約者若しくはその家族等の要請に応じて、サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、その変更が「居宅サービス計画」の範囲内で可能なときは、速やかに「地域密着型通所介護計画」の変更等の対応を行います。

4. 事業者は「地域密着型通所介護計画」の作成及び変更にあたっては、その内容を利用者及びその家族に対し、説明し同意を得て計画書を交付します。

第4条 (サービスの内容及びその提供)

利用者が提供を受けるサービス内容、地域密着型通所介護の提供場所、所在地および施設の概要は、別紙1重要事項説明書のとおりです。

1. 事業者は、第3条に定めた「地域密着型通所介護計画」に沿って地域密着型通所介護を提供します。

事業者は地域密着型通所介護の提供にあたり、その内容について利用者に説明し、書面による同意を得て

交付します。

2. 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、「地域密着型通所介護計画」に基づき、利用者の機能訓練

及び利用者が日常生活を営む上で必要な援助を行います。

3. 事業者は、常に利用者の心身の状況を適切に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その

他必要な

サービスを利用者の希望に沿って適切に提供します。

4. 事業者は利用者の合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超えて利用する地域密着型通所介護サービス

を提供するものとします。

5. 前項の他、事業所は通常地域以外への移送等別紙1【重要事項説明書】に定めるサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。

6. 前5項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。

7. 事業者は第1項および第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第5条（サービスの提供の記録）

事業者は、利用者のサービス提供記録を作成することとし、その記録をこの契約の終了後2年間保管します。

2. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、保証人その他の者（利用者の代理を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他施設が必要と認められる場合に限り、これに応じます。

第6条（料金）

事業者は利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者がサービス費として市町村から給付を受ける額（以下「介護保険給付額」という）の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。

2. 利用者は、要介護認定に応じて第4条に定めるサービスを受け、その対価として別紙1【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を事業者に支払うものとします。

3. 第4条第4項および第5項に定めるサービスについて、利用者は別紙1【重要事項説明書】に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
行事に係る相当な実費額を事業者に支払うものとします。利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに現金払いか銀行引き落としで支払います。

4. 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者へ送付します。

5. 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

第7条（サービスの中止・変更・追加）

利用者は、サービス利用期日前において、サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日までに事業者へ申し出るものとします。

2. 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日午後5時まで（前日が休業日の場合はその前日の午後5時まで）に通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

3. 利用者がサービス提供日の前日午後5時までに通知することなくサービス利用の中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して別紙1【重要事項説明書】に定めのとおり料金を請求することができます。この場合の料金は第6条の他の料金の支払いと合わせて請求します。

4. 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者へ提示して協議するものとします。

第8条（料金の変更）

第6条第1項および第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更する事ができるものとします。

1. 第6条第3項、第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより当該サービス利用料金および食費等を相当な額に変更（増額または減額）することができます。

2. 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく契約書別紙として同意書を作成し、お互いに取り交わします。

3. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約

を解約することができます。

第9条（契約の終了）

利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

2. 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払が2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合
 - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、2ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
 - ③ 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
 - ④ 利用者が契約締結時及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じた場合
 - ⑤ 利用者が法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第10条（契約終了時の援助）

契約を解除又は終了する場合には、事業者はあらかじめ居宅介護支援事業所に対する情報の提供を行うとともにその他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

第11条（身体拘束および行動制限）

事業者およびその職員は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

2. 緊急やむを得ず身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合は、事業者が別に定める「身体拘束廃止に向けての基本指針」に規定する手続きに従って行うものとします。

第12条（秘密保持および個人情報の保護）

事業者およびその従業者は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者または保証人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき業務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。

- ① 介護サービスの提供を受けるに当たって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者状態、家族の状況を把握する為に必要な場合
- ② 上記（①）の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合

- ③ 現に介護サービスの提供を受けている場合で、利用者が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明をする場合
 - ④ 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会、講義・講座等での事例研究発表等
 - ⑤ 事業所内の広報物又は家族下での説明等の場合
 - ⑥ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ⑦ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

第13条（緊急時の対応）

事業者は、現に地域密着型通所介護（介護予防通所介護・総合事業通所型サービス）の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師等に連絡を取る等必要な措置を講じます。緊急搬送し原則当施設のサービス提供は終了とします。医療保険に変わった時点で医療機関と家族へ移行します。

第14条（事故発生時の対応）

事業者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

- 2. 事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じるものとします。
- 3. 事業者は、利用者に対するサービス提供により発生した事故等により利用者の生命、身体財産等に損害が生じた場合には、速やかにその損害を賠償することとする。ただし、事業者の故意または過失によらない場合はこの限りではない。

第15条（連携）

事業者は、地域密着型通所介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第9条2項または4項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

事業者は、利用者が「居宅サービス計画」の変更を書面にて希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第16条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者又はその家族からの地域密着型通所介護に関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、通所介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、別紙1 重要事項説明書の窓口にて迅速に対応し、サービスの向上及び改善に努めます。

- 2. 利用者は事業者の相談窓口のほか、別紙1【重要事項説明書】の行政機関等に対しても苦情等を申し立てる事ができます。
- 3. 事業者は、利用者等から苦情等の申し立てがあった場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもしません。
- 4. 利用者は、介護保険法令にしたがい、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申し立て機関に苦情を申し立てることができます。

第17条（施設利用上の留意事項）

利用者は、事業所の設備、備品および敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。

- 2. 利用者は、事業所の施設、設備について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、または相当の代価を支払うものとします。
- 3. 前2項に定めるほか、利用者は、事業所の使用に当たっては、事業者が別に定める運営規定を遵守するものとします。

第18条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに返すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、利用者等に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償

額を減じることができるものとします。

2. 事業者は前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第19条(損害賠償がなされない場合)

事業者、自己の責任に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者等が、契約締結時に利用者の心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が生じた場合
- ② 利用者等が、利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者が、事業者及び従業員の指示・依頼に反して利用者等が行った行為に専ら起因して損害が発生した場合
- ⑤ 地震・水害等の自然災害その他事業者の責任によらない事由によりサービスの提供ができず、利用者等に損害が発生した場合

第20条(本契約に定めのない事項・協議事項)

利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意を持って協議するものとします。

第21条(裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

重要事項説明書 (地域密着型通所介護)

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な地域密着型通所介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービス提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

指定地域密着型通所介護は、介護保険法令に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持回復並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

(運営方針)

介護計画に基づき要介護状態等の心身の特性を踏まえて、必要な日常生活の介護・機能訓練その他必要な援助を行います。

関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つ決めの細かな生活介護サービスを提供します。

2. 事業所の内容

(1) 施設の名称等

サービスを提供する事業者

法人名 特定非営利活動法人 鼓響
事業所の種類 地域密着型通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）
事業所名 デイサービス ルーチェ
事業所番号 1272701036
所在地 〒270-1119 千葉県我孫子市南新木1丁目28-3
電話番号 04-7128-9095 FAX 番号 04-7128-9096
管理者 山口 江美
サービスの実施地域 我孫子市全域 他市については保険者の了解を得た上となります

(2) 事業所の従業者体制

職種	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	1		1	業務の一元的な管理
生活相談員	2		2	介護計画の作成、生活相談、指導、助言の他、利用者の相談業務等を行う
機能訓練指導員	0	1	1	日常生活に必要な能力の減退を防止する為の身体機能の向上・健康維持のための指導、訓練を行う
介護職員	2	3	5	利用者の介護を行う

上記数値は施設基準の数値です。施設基準の数値以上の職員数を配置しております。

常勤換算相当の非常勤職員が含まれる場合もあります。

(3) 設備の概要

○食堂兼機能訓練室 1室

利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用箸や食器類などの備品類を備えています。

○機能訓練室 1室

利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

○相談室 1室

利用者に対する指定通所介護に共にするための相談室を設けます。

○その他の設備

事業者は、その他に静養室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の災害に際して必要な設備並びに個人浴槽等、サービスの提供に必要なその他の設備及び備品を備えます。

（４）定員及び営業時間帯

利用定員	10 名
営業日	月曜日～土曜日
営業時間	午前 8 時 00 分～午後 5 時 00 分 但し、日曜日及び、12 月 30 日～1 月 3 日は休業
サービス提供時間	午前 9 時 15 分～午後 4 時 30 分（送迎時間は除く）

※ 但し、ケアプランに準じたサービス提供時間の個別設定ある場合この限りではありません。

3. サービス内容

- ① 通所介護計画の立案
- ② 送迎
- ③ 健康状態の確認
- ④ 介護
- ⑤ 入浴
- ⑥ 食事の提供
- ⑦ アクティビティ
- ⑧ 機能訓練
- ⑨ 運動機能向上、口腔機能向上
- ⑩ 生活相談及び援助

※これらのサービスの中には、利用者からの基本料金とは別に利用料金をいただくこともあります。

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□当事業所が提供するサービスと利用料金（別紙 2 参照）

ご利用される利用者のご負担は介護保険法に定める負担割合と保険給付対象外の費用を利用料としてお支払いいただきます。利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険給付の自己負担は施設の所在する地域(地域加算)で異なります。

地域密着型通所介護サービスは、居宅サービスであり、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス計画(ケアプラン)を作成した後でなければ保険給付を受けることができません。また、加算対象のサービスも、居宅支援サービス計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は居宅支援サービス計画に記載されているかご確認ください。

なお、利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。又、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

（１）保険給付の自己負担額

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。基本のサービス費に、他の居宅支援事業者等との連携を持ち、施設その他職種の検討で作られた介護支援計画の加算がなされます。金額については料金表を参考にしてください。

※地域区分：我孫子市は「6 級地」となり、各単位数の月合計単位数に 10.27 円を乗じた額が費用額となります。

※入浴介助加算：通所介護計画書上入浴介助を行った場合には加算されます。

※個別機能訓練加算(Ⅰ)イ：専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を 1 名以上配置しており残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、居宅において可能な限り自立して暮らしつづけることを目的に訓練を行う場合に加算されます。

※個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ：Ⅰのイに配置する機能訓練指導員に加えて、専従の機能訓練指導員をサービス提供時間を通じて 1 名以上配置した場合に加算されます。

※個別機能訓練加算Ⅱ：個別機能訓練加算Ⅰのイまたはロを算定しており利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を LIFE を用いて厚生労働省に提出し機能訓練の実施にあたり、提出した情報をフィードバック情報を活用している場合に加算されます。

＊若年性認知症利用者受入加算：若年性認知症の利用者を受け入れ、計画的に評価を行う場合に加算されます。

＊科学的介護推進体制加算：LIFE への情報提供をし、フィードバックをうけ収集・分析しそれをもとにサービスを改善していく事業所に対し加算されます。

＊口腔機能向上加算：看護師などにより口腔清掃の指導・実施、摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施される場合に加算されます。

＊口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ：利用者の口腔機能低下を早期に確認し適切な管理等を行うことで重度化予防に繋げる観点から、個々の口腔・栄養の状態を的確に把握した上でより良いケアを提供することを目的に、介護職員等による口腔スクリーニングの実施を評価する加算です。

＊口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ：利用者が口腔機能向上加算を算定している場合栄養項目のスクリーニングを実施し情報をケアマネージャに報告することで加算されます。

＊ADL 維持等加算Ⅰ・Ⅱ：利用者の自立支援や重度化防止のために、日常生活動作(ADL)の機能を維持できているかを評価する取り組みを推進するための加算です。

Ⅰ・・・①利用者数10名以上 ②バーセルインデックスを適切に評価できる者が ADL 値を測定し厚生労働省に提出している事。③ADL 利得を平均して得た値が1以上

Ⅱ・・・①上記Ⅰの①②を満たすこと。②ADL 利得を平均して得た値が2以上

＊次のいずれかが加算されます。

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)：介護福祉士が50%以上配置されている場合

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)：介護福祉士が40%以上配置されている場合

＊介護職員処遇改善加算：厚生労働大臣が定める基準に適合した場合に所定単位数に応じ加算されます。

□その他の自己負担利用料

＊食費 (おやつ代含む) 850円

施設で提供する食事をお摂りいただいた場合にお支払いいただきます。

特別食・行事食は別途実費

＊おむつ代 実費

利用者の身体状況により、おむつやリハビリパンツ、パットが必要な場合に、施設で用意する物をご利用いただく場合にお支払いいただきます。

＊送迎費 / 片道 50円/km

基本的には、保険報酬費に含まれますが、通常の事業の実施地域以外に居住する方が送迎を依頼した場合にお支払いいただきます。

＊キャンセル料 850円

ご利用日の前日(前日が休日の時はその前の営業日)午後5時までに欠席の連絡がなかった場合には、キャンセル料として食事代をお支払いいただきます。

＊理美容サービス 2000円～

理容師・美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

＊複写物の交付 1枚につき10円

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

＊その他の費用

消耗品および特別行事、アクティビティ費用など

実費

日常生活品の購入代金やアクティビティ費用等日常生活に要する費用で、利用者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

領収証明書発行についても別途費用がかかります。

210円/回

＊生活維持費

共有部分における、日常消耗品や感染予防対策のための共有衛生材料費等

200円/月

(2) 料金の支払方法

支払いについては、毎月15日までに前月分の請求書を発行します。その月の末日までにお支払いくだ

さい。お支払いいただきますと領収書に領収印の押印をいたします。（領収証の再発行はできませんので大切に保管してください。）

お支払方法は、現金払い・銀行引落とし・銀行振込となります。銀行引落とし・振込の場合の振込手数料は利用者負担となります。銀行引落とし及び振込の方へは入金確認後次月請求書と共に領収書を発行いたします。

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 健康保険証・老人保険証・介護保険証・障害者手帳等は利用開始時にご持参願います。また、変更時も掲示をお願いします。
- ② 風邪など、感染症の疑いのある時は、サービス提供をお断りすることがあります。
- ③ 自立支援の一環として、所持品は自己管理を基本としております。杖、バック等所持品には、名前の記載をお願いします。
- ④ 所持品・備品等の持ち込みは、必要最小限度とし、トラブルに繋がると判断される物等は持込をお断りしております。
- ⑤ 金銭・貴重品の持参はご遠慮願います。持参された際は原則的にご利用者ご本人に管理していただきます。万一紛失した場合は、当施設では責任は負いかねます。
- ⑥ 行事・アクティビティ等で金銭が発生する場合は、請求書にて請求いたします。
- ⑦ 当施設への食品の持込は、送迎時における適切な温度管理が困難であり、食中毒発生の危険があるため禁止とさせていただきます。
- ⑧ 医師の指示に基づく食品の持込に関しては、ご連絡いただきご相談させていただきます。その際は、他の利用者への配布は身体状況に影響を及ぼす恐れもありますのでご遠慮ください。
- ⑨ はさみ、針等は利用者の安全面において施設で準備しておりますので、ご持参はご遠慮ください。
- ⑨ 髭剃りをご希望の方は、感染予防として電気かみそりをご持参ください。
- ⑩ 当施設は医療施設ではないため医師は駐在しておりません。看護師は健康管理を行っておりますが、当施設の処置は利用者の主治医の指示に基づき行います。医師の診断や日常生活上の留意事項等職員に連絡してくださるようお願いいたします。また、内服薬、処置の材料、服薬中の処方箋等をご持参ください。
- ⑪ 応急処置が生じた場合は処置材料を実費請求させていただきますのでご了承ください。
- ⑫ 当施設では、ご利用いただく皆様方に余分な負担をおかけしないという趣旨から、謝礼、贈り物等につきましては堅くお断りしております。何卒ご理解いただきましてご協力いただきますようお願いいたします。
- ⑬ 宗教活動は、利用者ご自身の信仰の範囲とし、周囲へ影響を及ぼすような行為はご遠慮いただきます。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

けんか、口論、泥酔などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

指定した場所以外で火気を用いること。

7. 緊急時における対応方法等

サービスの提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の措置を講じます。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等、救急隊との連携を図り、必要な措置を講じるものとします。その他医療保険に切り替わり次第医療機関及び家族とします。また、天災その他の災害が発生した場合には、必要によりサービス利用者の非難等の措置を講じます。

緊急時は、主治医もしくは、協力医療機関へ速やかに対応をお願いします。緊急救命が必要な状態と考えられる場合は、医療機関等に搬送されることを承諾する同意書を別途頂きます。

なお、緊急の場合には、基本的に保証人の方に優先して連絡します。保証人に連絡がつかない場合には「契約書」に記入いただいた緊急時、保証人に次ぐ連絡先の方に連絡します。その後はご家族と医療機関に移行となります。

8. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置について防災及び避難に関する計画作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年 2 回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、ご家族、関係医療機関、居宅介護支援事業所等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11. 身体拘束および行動制限

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

事業者及びその職員は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

緊急やむを得ず身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合は、事業者が別に定める「身体拘束廃止に向けての基本指針」に規定する手続きに従って行うものとします。

12. 秘密の保持及び個人情報の保護

当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するよう、また職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨、雇用契約の際に文書にて誓約しております。

なお、個人情報の利用目的は別紙3のとおりです。

13. 要望及び苦情相談窓口

当事業に関する相談・要望・苦情等はお気軽にご相談ください。

ご利用相談室 窓口責任者：山口江美（管理者）

 窓口担当者：山口江美（生活相談員）

ご利用時間 月曜日～土曜日 午前 8 時 00 分～午後 5 時 00 分

ご利用方法 電話 04-7128-9095

＊公的機関においても、ご利用いただいているサービスに関し、ご不明な点やご不安が生じた場合は、施設の担当者だけでなく、下記機関においてもご相談いただけます。

我孫子市高齢者支援課 （電話） 04-7185-1112

 （住所） 〒270-1192 我孫子市我孫子 1858

 （受付時間） 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分

 （土、日祝日、年末年始除く）

千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課・苦情処理係

 （電話） 043-254-7428(代)

 （住所） 〒263-0016 千葉市稲毛区天王台 6-4-3

 （受付時間） 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分

 （土、日祝日、年末年始除く）

・公平中立な立場で苦情を受け付け、相談に乗っていただける委員です

1 4. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には速やかに対応をお願いするようにしています。

* 協力医療機関

名称 小倉外科内科
住所 千葉県我孫子市柴崎台 3—19—22

* 協力歯科医療機関

名称 五井歯科医院
住所 千葉県我孫子市中峠台 4—7

◇ 緊急時の連絡先

緊急の場合には、基本的に保証人の方に優先して連絡します。保証人に連絡がつかない場合には「契約書」に記入いただいた緊急時、保証人に次ぐ連絡先の方に連絡します。

1 5. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご利用者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

1 6. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

施設内の運営規定・施設事業計画・安全対策規定等は公表することができます。

19

指定地域密着型通所介護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 千葉県我孫子市南新木1丁目28-3

事業所名 デイサービスルーチェ
(事業所番号 1272701036)

管理者名 山口 江美 印

説明者 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定地域密着型通所介護サービスについて重要事項説明を受け同意いたしました。

<利用者>

住所

氏名 印

<利用者代理人>

住所

氏名 印 (続柄)

附則	平成24年	11月	1日	施行
改訂	平成25年	5月	1日	施行
改訂	平成26年	6月	1日	施行
改訂	平成26年	8月	1日	施行
改訂	平成26年	9月	1日	施行
改訂	平成27年	4月	1日	施行
改訂	平成28年	3月	1日	施行
改訂	平成28年	4月	1日	施行
改訂	平成30年	4月	1日	施行
改訂	令和3年	4月	1日	施行
改訂	令和4年	6月	1日	施行
改訂	令和7年	4月	1日	施行